

スペイン

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人又は日本語を十分に解する者に対する場合で、スペインの同意があり、かつ、訴訟手続及び国家治安に関する規定に抵触しない場合	Aルートの対象にならない場合又はAルートで嘱託すると証人が出頭しないおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等（訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付）	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し1部	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部
IV 訳文	スペイン語又は証人等が解する言語	スペイン語	スペイン語
V 費用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	必 要